

軽自動車税税率変更のお知らせ

地方税法の一部改正により、軽自動車税の税率が変更されます。また、環境負荷に応じたグリーン化を進めるため、最初の新規検査から13年を経過した軽四自動車などは平成28年度から重課税率を、一定の燃費基準を達成する軽四自動車などは平成28年度から軽課税率を導入します。

【原動機付自転車など】

| 車種区分 | | 税率(税率) | |
|---------------------|---------------|--------|----------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度以降 |
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 50cc超え90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 |
| | 90cc超え125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 |
| | ミニカー(50cc以下) | 2,500円 | 3,700円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕用 | 1,600円 | 2,400円 |
| | その他 | 4,700円 | 5,900円 |
| 雪上車 | | 2,400円 | 3,600円 |
| 軽二輪(125cc超え250cc以下) | | 2,400円 | 3,600円 |
| 小型二輪(250cc超え) | | 4,000円 | 6,000円 |

【三輪以上の軽自動車】

| 車種区分 | 税率(年額) | | | | |
|------|------------------------------------|-----------------------------------|--|------------------------------|---------|
| | 平成27年度以降 | | 平成28年度分 | 平成28年度以降 | |
| | ①旧税率 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 | ②新税率 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 | ③軽課税率 平成27年4月1日～平成28年3月までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の燃費基準を達成するものなど | ④重課税率 最初の新規検査から13年を経過した車両 | |
| 軽三輪 | 3,100円 | 3,900円 | 1,000円、2,000円、3,000円 | 4,600円 | |
| 軽四乗用 | (営業用) | 5,500円 | 6,900円 | 1,800円、3,500円、5,200円 | 8,200円 |
| | (自家用) | 7,200円 | 10,800円 | 2,700円、5,400円、8,100円 | 12,900円 |
| 軽四貨物 | (営業用) | 3,000円 | 3,800円 | 1,000円、1,900円、2,900円 | 4,500円 |
| | (自家用) | 4,000円 | 5,000円 | 1,300円、2,500円、3,800円 | 6,000円 |

注)

- ・平成28年度に軽課税率(グリーン特例)を適用する乗用の対象車は、左から電気自動車等、H32年度燃費基準+20%達成車、H32年度燃費達成車です。貨物用の対象車は、左から電気自動車等、H27年度燃費基準+35%達成車、H27年度燃費基準+15%達成車です。
- ・平成27年4月1日に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車は、平成27年度から新税率です。ただし、軽課対象車は平成28年度のみ軽課税率を適用します。
- ・重課税率を適用する軽自動車は、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車、被けん引車を除きます。

◆『軽自動車税のグリーン化』とは…

◇地球温暖化防止と大気汚染防止の観点から、環境に優しい軽自動車の開発・普及の促進を図るために導入されたものです。

お問い合わせ先
岡山県真庭市役所 総務部 税務課
〒719-3292
岡山県真庭市久世2927番地2
TEL0867-42-1114 FAX0867-42-1240